



## 民事訴訟記録を永久保存に！

### 第5回 水俣病東京訴訟（1992年2月7日判決）

会員 白井 剣 (37期)

#### 水俣病と国の対応

原因不明の重篤な症例が初めて水俣保健所に届けられたのが1956年5月。1959年11月には熊本大学研究班によって有機水銀が原因であると解明された。しかし、政府は、被害拡大をくいとめるための規制権限を行使しなかった。元凶となったアセトアルデヒドの生産が停止された後の1968年9月ようやく水俣病を公害認定した。

#### 東京地裁から始まった和解勧告の連弾

1984年5月提訴の水俣病東京訴訟につき、東京地裁は原告らの要請に応じて1990年9月結審と同時に、「歴史上類例のない規模の公害事件が公式発見後三四年以上が経過してなお未解決であることは誠に悲しむべきこと」と述べて和解を勧告した。同年10月に熊本地裁（熊本3次訴訟2陣）、福岡高裁（熊本3次訴訟1陣）、福岡地裁（福岡訴訟）、11月に京都地裁（京都訴訟）も原告らの要請に応じて連弾で和解勧告を出した。熊本県もチッソ株式会社（以下、「チッソ」という）も和解の席についた。解決の機運が盛り上がった。国だけが拒否した。「国は和解の席につけ」と全国のほとんどの新聞社の社説が主張した。それでも国は拒否し続けた。東京地裁は判決に方向転換した。和解勧告の先陣を切った東京地裁の判決に期待が集まった。

#### 水俣病東京訴訟判決

1992年2月7日東京訴訟判決は、その期待を裏切った。国の法的責任を否定した（東京地裁昭和59年（ワ）第4746号ほか、判例時報平成4年4月25日臨時増刊号3頁）。判決は末尾に、「水俣病紛争の早期、適正かつ全面的な解決について」と題する約4千字におよぶ異例の所感を載せ、「解決」を促した。「水俣病被害の拡大を食い止めるための行政措置が被告国・県において可能な限り講じられていたとは思われない」

などと書かれている。もう一步踏み込んで国の法的責任を認めることはできたはずだ。所感とは裏腹に解決の機運は萎んでしまった。

1950年代から被害者が多発していた。チッソは有機水銀を排出したことを隠蔽した。チッソの法的責任は明白である。問題は、原因が究明されたのちも国が排出を規制せず放置したことである。そのために被害が拡大した。この状況下で規制権限をもつ国の法的責任を問わなければ、企業が公害を発生させるのを国は規制しなくてもよいというに等しい。毅然として国の法的責任を明確にすることこそが司法の使命であった。この使命を東京地裁は果たさなかった。その判断が誤りであったことは後に国の法的責任を認めた各判決、すなわち、1993年3月25日熊本地裁判決、同年11月26日京都地裁判決、そして2004年10月15日関西訴訟最高裁判決（平成13年（オ）第1194号）で明らかになった。

#### 誤った判決の記録が永久保存される意義

被害者は東京訴訟判決をのりこえた。チッソ水俣工場を包囲する人間の鎖、のべ100日をこえる霞が関での座り込み行動などを通じて「命あるうちの救済」を求める国民的世論も盛り上がっていった。1995年9月連立与党解決案、同年12月政府解決案が提示され、村山富市首相（当時）談話を経て、水俣病問題は解決を迎えた。東京訴訟を含む各地の訴訟（大阪高裁の関西訴訟を除く）は和解解決した（その後、大量の潜在患者の存在が明らかになり、現在までノーモア・ミナマタ国賠訴訟（第1次・第2次）がたたかわれている）。

水俣病東京訴訟判決は、被害者たちの苦難の歴史に新たな苦難を加えた。その訴訟記録が永久保存されていることはのちの人々が過去の誤った判決を検証する上で極めて意義深い。